

用語の解説

【あ】

・新たな公(あらたなこう)

行政だけでなく多様な民間主体をまちづくりの担い手と位置づけ、その協働によって、地域のニーズに応じた社会サービスの提供などを行おうとする考え方。

・溢水(いっすい)

川の水があふれ出ること。

・イノベーション(いのべーしょん)

それまでのモノ、仕組みなどに対して、全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

・NPO(えぬぴーおー)

Non Profit Organization(民間非営利法人組織)の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

【か】

・風の通り道(かぜのとおりみち)

本方針では、道路、公園、緑地、河川などの空間をさす。これらの空間を活用して海からの涼風などを市街地へ誘導することにより都市の高温化現象の緩和が期待される。

・既存ストック(きぞんすとく)

本方針では、これまでに整備された都市基盤施設、建築物などの蓄積をさす。

・区域区分(くいきくぶん)

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。

・建ぺい率(けんぺいりつ)

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

・広域交通体系(こういきこうつうたいけい)

本方針では、高規格幹線道路、地域高規格道路、鉄道、空港などにより構成され、広い範囲の移動を目的とした交通網をさす。

・高規格幹線道路(こうきかくかんせんどうろ)

国土を縦貫あるいは横断し全国の主要都市間を連絡、循環型ネットワークを形成し全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

・交通需要マネジメント(こうつうじゅようまねじめんと)

車の利用者の交通行動の変化を促すことにより、都市や地域レベルの道路交通混雑を緩和する体系。道路渋滞、自動車排気ガス問題などへの対応として、マイカー通勤の削減、公共交通機関への転換などを規制・誘導・啓発によって実現しようとするもの。パークアンドライド、物流の共同集配などがある。

【さ】

・砂防えん堤(さぼうえんてい)

小さな溪流などに設置される土砂災害防止のための設備のひとつ。砂防法に基づき整備され、いわゆる一般のダムとは異なり、土砂災害の防止に特化したもの。

・市街化区域(しがいかくいき)

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

・市街化調整区域(しがいかちょうせいいき)

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

・自然的環境インフラネットワーク(しぜんてきかんきょういんふらねっとわーく)

インフラ(インフラストラクチャー、infra-structure の略)とは「基盤」の意味であり、本方針においての自然的環境インフラとは、都市内の公園、緑地、河川、道路の環境施設帯などの空間をさす。都市内外に広がる海岸、湖沼などの水面や農地、森林、樹林地などの要素が、自然的環境インフラでつながれ、互いに関連を持ち良好な自然環境のつながりが確保された状態を、本方針では自然的環境インフラネットワークと呼ぶ。

・自然的土地利用(しぜんてきとちりよう)

農地、森林、原野、水面、河川などの土地利用。

・循環型社会(じゅんかんがたしゃかい)

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。

・水源のかん養(すいげんのかんよう)

健全な森林生態系により、水源に降った水を蓄えゆっくりと川に流すことで、豊かできれいな水を育むこと。

【た】

・大規模集客施設(だいきぼしゅうきやくしせつ)

建築基準法別表第二(わ)項に掲げる建築物。

別表第二(わ)項

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。

・湛水(たんすい)

水田などにおいて、地表排水が完全に行われずに水が溜まること。

・地域高規格道路(ちいきこうきかくどうろ)

高規格幹線道路を補完し地域相互の連携交流や空港・港湾などと連結し、社会交流を支える規格の高い幹線道路。

・地区計画(ちくけいかく)

地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画。

地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民などの意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができる。

・地物(ちぶつ)

天然・人工にかかわらず、地上にあるすべてのもの。本方針では、その内、道路、鉄道など土地の範囲を明示するのに適当なものをさす。

・超高齢社会(ちょうこうれいしゃかい)

本方針では、65歳以上の高齢者人口の総人口に占める割合(高齢化率)が21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼ぶ。なお、高齢社会白書(厚生労働省)では、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「本格的な高齢社会」と称している。

・道路の機能(どうろのきのう)

都市計画道路は、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4つの種別に区分される。さらに本県では、幹線街路を主要幹線道路、都市幹線道路、地区幹線道路、補助幹線道路の4つに機能区分している。

幹線街路の区分	道路の機能
主要幹線道路	愛知県の骨格を形成し、県内の通過交通や県内各都市間交通など比較的移動の長い交通を分担する道路
都市幹線道路	都市計画区域の骨格を形成し、都市計画区域内の主要な交通発生源を相互に結ぶ都市交通需要に対応する道路
地区幹線道路	市町村の骨格を形成し、市街地の幹線的機能を果たしたり、市町村内の主要な交通発生源を相互に結ぶ都市交通需要に対応する道路
補助幹線道路	市街地において区画街路の交通を集め、地区幹線道路などに誘導するための道路。

・特定重要港湾(とくていじゅうようこうわん)

国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾。「重要港湾」のうち、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾を「特定重要港湾」という。なお、名古屋港は、特定国際コンテナ埠頭の形成により国際競争力の強化を図ることが特に重要なものとして「指定特定重要港湾」(スーパー中枢港湾)に指定されている。

・都市計画区域(としけいかくいき)

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

・都市施設(としせつ)

都市計画法第11条に定義される道路、鉄道、公園、緑地、上下水道、エネルギー供給施設、河川、学校、病院など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

・都市整備区域(としせいびくいき)

中部圏の地域内において、産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で当該地域の発展の進度に応じ都市の機能が十分に発揮されるよう計画的に基盤整備を行う必要がある区域を、中部圏開発整備法に基づいて国土交通大臣が指定する。

・都市的土地利用(としてきとちりよう)

住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、道路などの土地利用。

【な】

・二地域居住(にちいききよじゅう)

国土交通省が平成17年から提唱しているライフスタイルの1つ。都会に暮らす人が、それぞれのライフスタイルを実現する手段として、農山漁村で週末や一年のうちの一定期間を暮らすことをさす。

【は】

・パークアンドライド

鉄道(軌道)駅やバス停まで自家用車で行き、駅やバス停の周辺の駐車施設に駐車して公共交通に乗り換えて目的地に向かう移動方法。

・バリアフリー

高齢者、障害者が社会参加する上での障壁をなくすこと。

・保留する人口フレーム(ほりゆうするじんこうふれーむ)

市街地の将来人口の目標値(人口フレーム)のうち、当面、市街化区域の設定を見合わせることにした人口の規模のこと。

愛知県では、市街化区域の設定において、市街地として必要と見込まれるすべての人口規模を具体の土地に割り付けることなく、その一部を保留した上で、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で市街化区域に編入することとしている。

【や】

・ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

・容積率(ようせきりつ)

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

・用途地域(ようとちいき)

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性などの増進を目的に、住宅地、商業地、工業地などの都市の主要な構成要素の配置および密度について公共施設とのバランスに配慮しながら定められた土地利用の計画をもとに、土地利用の現況や動向を勘案して定められる。

各拠点のイメージ図

